

安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会

設立趣旨書

わが国における自転車保有台数は自動車登録台数とほぼ同数の7,200万台であるが、自転車が安全に通行できる空間は整備途上にある。そこで、平成24年に国土交通省と警察庁は「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を作成し、自転車は車両であり、車道通行が原則であるという観点から、望ましい自転車通行空間の整備の在り方等について提示したところである。

しかしながら、未だに自転車関連の死亡事故が多く、また、自転車と歩行者との交通事故件数の減少幅が小さいなど、安全な自転車通行空間を早期に確保するとともに、地域の様々なニーズに応える自転車利用環境の創出の在り方を検討する必要がある。

については、わが国の道路特性や交通状況等を踏まえつつ、自転車ネットワーク計画策定を早期に進展させるための方策、安全な自転車通行空間を早期に確保する方策、自転車の多様な活用策を踏まえた利用環境を創出するための方策などについて、専門的見地から審議を行うため「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に向けた検討委員会」を開催するものである。

なお、検討委員会の事務局は、国土交通省道路局と警察庁交通局に置くこととする。